

一般廃棄物処理業務の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を踏まえた対応状況調査結果

(調査期間 令和7年3月24日～3月31日)

対象団体 県内63市町村・22一部事務組合 うち一般廃棄物収集運搬を委託:59団体)

※ごみ処理とし尿処理の回答が異なる場合は、ごみ処理に係る回答を採用して集計

Q1 今回の国通知を踏まえ、選定方法の見直しを検討していますか。(例:一般競争入札から随意契約への見直し等)

令和7年度に反映予定, 41

令和8年度以降に
反映予定, 6

いいえ, 11

その他,
1

○国の通知を踏まえ、約7割の団体が選定方法の見直しを検討又は反映済である。

●「いいえ」と答えた団体の主な理由は「競争性を確保するため」「継続的に受注できているため」等があった。

【参考】調査時点の選定方法

一般競争入札1団体、指名競争入札5団体、随意契約37団体、競争入札＋随意契約16団体

Q2 各自治体が条例で定める処理手数料に関して、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるよう、各市町村において近年、見直しを行っていますか。

はい, 12

いいえ, 37

その他, 10

○これまで労務費等の上昇を踏まえた処理手数料の見直しを行っていた団体は約2割にとどまる。

●「いいえ」と答えた団体の主な理由は「国から具体的な基準が示されれば対応する」「近隣自治体の動向を見て対応する」の他、「手数料を上回る処理コストは助成金交付等により補填しているため」と回答した団体もあった。

Q3 発注者(市町村)が労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合に、経済実態が反映されていると考えられる公表資料(最低賃金の上昇率等)以外の資料を求めているケースがありますか。

はい, 5

いいえ, 50

その他, 4

○公表資料以外の資料を求めていたのは5団体のみで、「燃料油等の購入価格、購入先、購入月を証明する書類」「従業員の給与」「原価計算書」等を求めていた。

Q4 発注者(市町村)が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、経済実態が反映されていると考えられる公表資料(最低賃金の上昇率等)に基づくものとしていますか。

○受注者から提出された資料としては、「県・土木工事設計単価表」「最低賃金上昇率」「国・公共工事設計労務単価」等があった。

○資料のほかに、受注者に対して「ヒアリング」を実施している団体も見られた。

Q5 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について、これを合理的な根拠があるものとして尊重して予算等を算定していますか。

はい, 25

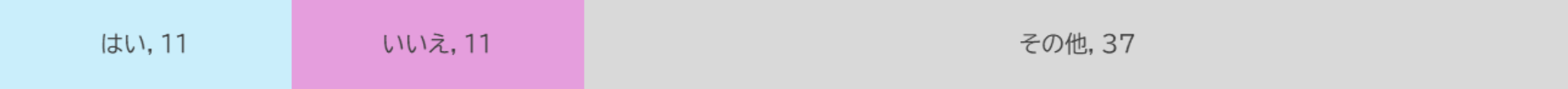
いいえ, 5

その他, 29

○公表資料を用いて希望価格を提示した場合、4割以上の団体が「根拠のある価格」として尊重している。

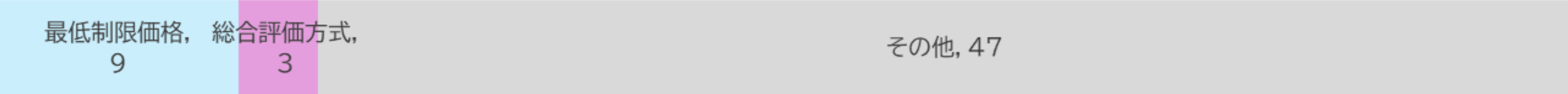
●「いいえ」の主な理由は「財政上の理由から予算に反映させることが難しい」「国から基準が示されれば財政部局と調整したい」、「その他」としては「希望価格を提示されたことがない」「根拠資料の提出は求めている」である。

Q6 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明していますか。



- 「はい」と回答した団体は、受注者に対して、「内部資料」「県単価等の他の上昇率等との比較結果」を提示し、妥当な上昇ではない旨を説明していた。また、「その他」と回答した団体は、「満額受け入れている」「希望価格を提示されたことがない」等との回答であった。
- 「いいえ」と回答した団体は、「予算方針に基づき、都度交渉」「国の通知等の趣旨を踏まえて今後対応」との回答であった。

Q7 過度な低価格とならないよう対策を講じていますか。



- 競争入札を実施する団体の多くは、「最低制限価格」「総合評価方式」を採用していた。
- 「その他」と回答した団体は、「随意契約としている」「最新のデータで予定価格を設定」等との回答であった。

Q8 予定価格の算定方法を伺います。(重複回答あり)

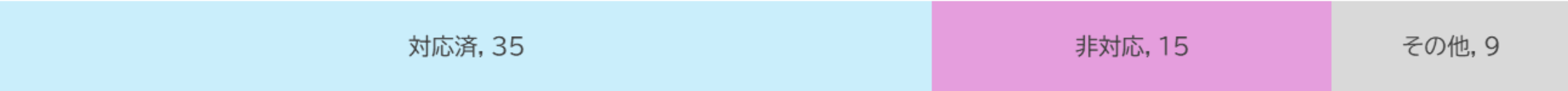


- 37の団体が事業者ヒアリング、46の団体が自治体内で積算していた。
- 「その他」としては「業者からの参考見積書」が挙げられた。

Q9 予定価格算定に用いる労務費、エネルギーコスト、車両償却費等について、基となる資料及び金額をお示してください。

- 主に以下の資料を使用していた。
 - ・労務費:「埼玉県土木工事設計単価表」「最低賃金」「国・公共工事設計労務単価」「賃金構造基本統計調査」等
 - ・エネルギーコスト:「石油製品価格調査」「油燃料等購入価格一覧表」「ガソリンスタンド軽油単価」
 - ・車両償却費:「土木工事標準積算基準書」「減価償却資産耐用年数表(国税庁)」「ディーラーからの車両見積価格」「石油情報センター公表価格」
 - ・業者から徴取した参考見積書
 - ・環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針

Q10 「中小企業者に関する国等の契約に関する基本方針」では、国や地方自治体は、役務等の発注に際し、いわゆる歩切りなどの取りやめ等が促進されるよう努めるとされていますが、事業者からの見積りを徴取している場合、そのように対応していますか。



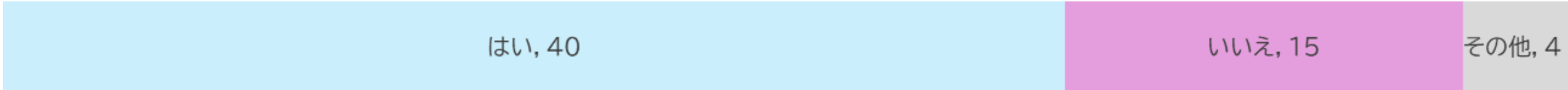
- 約6割の団体が「対応済(歩切りをしない)」との回答であった。
- 「非対応」と回答した団体は、「財政当局と連携し今後対応していく」との回答であった。
また、「その他」と回答した団体は、「そもそも見積もりを徴収していない」との回答であった。

Q11 収集運搬に係る必要人員の算定方法、作業員1人当たりの年間作業日数について伺います。

○算定方法については以下の方法が挙げられた。

- ・必要人員:2名体制(運転手1名、作業員1名)、月22日稼働として積み上げ
収集量の実績から必要な車両台数を算定し、1台当たりの人員を乗じて算定 等
- ・作業日数:収集日数(可燃ごみは204日等)をそのまま作業日数として設定
月22日稼働として算定 等
- ・複数業者の参考見積を参照

Q12 人件費は、社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額としていますか。



○「はい」と回答した団体が約2/3を占めていた。

具体的に使用した資料としては「国・公共工事設計労務単価に基づき単価を設定」「福利厚生費として健康保険、厚生年金、労働災害保険、雇用保険等を別途算定」等が挙げられた。

●「いいえ」と回答した団体は、「社会保険料相当額を含むが、最低賃金額改定を反映していない」等の回答であった。また、「その他」と回答した団体は「随意契約のため具体的な人件費の算定を行っていない」「受託業者にて管理しているため把握していない」等の回答であった。

Q13 予備車について、算定していますか。



●約7割の団体が予備車については算定していなかった。

その理由としては「必要に応じて協議の上、契約変更等で対応」と都度対応しているケースのほか、「頻度が少なく、過大な予算計上となるため」「委託業者からの要望がない」等があった。

Q14 予備人員について、算定していますか。



●約6割の団体が算定していなかった。

その理由としては「過大な予算計上なるため算定していない」「委託業者からの要望がない」等があった。

また、「その他」と回答した団体は、「受託者の労務管理に委ねている」「随意契約としており予備人員について算定していない」等との回答であった。

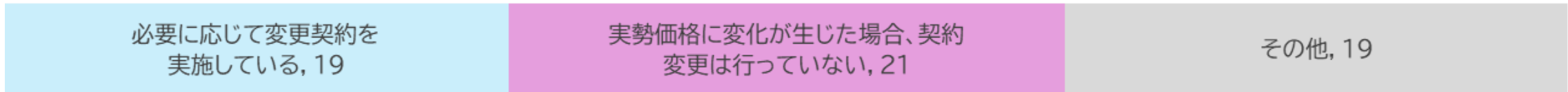
Q15 休日手当を算定していますか。



- 約5割の団体が算定していなかった。

その理由としては「委託業者からの要望がない」との回答があった。算定していなかった団体のうち、今後、「事業者」にヒアリング」「他自治体の状況」を踏まえて検討するとの団体もあった。

Q16 契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討していますか。また、検討している場合には、契約変更の実施も含め適切に対応していますか。



- 約4割の団体は変更契約を行っていなかった。その理由としては、「長期継続契約において契約変更できる金額の規定がないため、契約途中での協議はしていない」「受注者から特段の申し入れがなかったため検討していない」等との回答であった。

- 「その他」と回答した団体は、「単年度契約であり、年度途中での契約変更の協議は難しい」との回答であった。

Q17 受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行っていますか。



- 約5割の団体は、「申出があれば協議を行う」との回答であった。
- 3割弱の団体は「協議を行わない」との回答であった。その理由としては、「単年度契約のため、年度途中での契約変更の協議は難しい」「複数年契約だが、契約変更できる金額の規定がないため、契約途中での協議はしていない」等との回答であった。
- 「その他」と回答した団体は、申出を受けた事例がない団体である。

Q18 受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うことができるよう、契約書等に特約(価格交渉の実施や、契約金額変更の定め)の条項を規定していますか。



- 契約締結後の物価上昇等による契約金額変更の申し出があった場合、48%の団体が協議に応じている一方、迅速かつ適切に協議を行う旨を契約書に明記しているのは18%にとどまっている。
- 円滑に協議を行えるよう、スライド18の特約条項のひな形を活用

Q19 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組について、廃棄物行政主管部署のみならず、契約担当部署や財政担当部署も含めて全庁的に連携して対応していますか。

はい, 38

いいえ, 21

その他, 0

○約7割の団体が「財政部局と連携している」との回答であった。

●「いいえ」と回答した団体においても、「今後は通知を踏まえ、関係部署と連携して対応する」との回答であった。

Q1 委託契約の方法 随意契約（特命、その他）：78%（46団体）、一般競争入札：7%（4団体）、指名競争入札：15%（9団体）
※Q1～Q7については一般廃棄物収集運搬業務委託のうち、最も契約金額の大きい契約に係る回答

Q2 契約年数 単年度契約：73%（43団体）、複数年契約：27%（16団体）

Q3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるよう、必要に応じて適切な環境整備を行っているか
行った（行う予定）：24%（14団体）、行っていない：53%（31団体）、手数料制限を受ける業者が存在しない：24%（14団体）

Q4 9月30日付け通知の庁内での周知、共有の状況

周知・共有を行った97%（57団体）うち、財政部局等全庁的に行った：55%（32団体）、廃棄物関係部局のみ：45%（25団体）
行っていない：3%（2団体）→「厳しい財政状況から財政部局と情報共有を図っても予算に反映させることは難しい」
「条例で定める処理手数料の制限を受ける許可業者が存在しない」

Q5 9月30日付け通知発出以降（令和7年5月30日まで）の対応

①契約受託者との受託料に関する交渉の有無

交渉があった：19%（11団体）、なかった：81%（48団体）

交渉の申入れ元 → 受託者から：36%（4団体）、団体から：9%（1団体）、受託者及び団体から：55%（6団体）

②受託料の引き上げを行ったか

受託料の引き上げを行った：64%（7団体）・・・うち満額：43%（3団体）、一部：57%（4団体）

交渉があった場合、6割以上（7/11）の団体が受託料を引上げており、事業者が団体と交渉に臨めるようにすることが重要

行わなかった：1団体（ごみ量が減少傾向にあるため）、

その他：3団体（今後要望書の提出があれば行う予定／3年契約を予定しており、現在受託料の引き上げについて協議中／労務費等の上昇などを踏まえながら収集単価を積算し、業務を確実に履行できる業者に受託意向を確認して契約している）₁₀

Q6 需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているか
している:83%(49団体)、していない:17%(10団体)

Q7 受託者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているか
条項あり:24%(14団体)、他の手法による:39%(23団体)、なし:37%(22団体)
※調査時期及び母数が異なるため、Q18(スライド8)と回答が異なる。

Q8 Q1の契約の受託者以外の受託者と受託料に関する交渉の有無
他の契約で交渉があった:7%(4団体)
交渉の申入れ元→ 受託者から:2団体、受託者及び団体から:2団体

一般廃棄物処理業務の労務費の適切な転嫁のための価格交渉の実現に向けて

1. 令和6年9月30日環境省通知のポイント

- 一般廃棄物処理の委託に当たっては、受託料が**受託業務を遂行するに足りる額**であることが求められる。
この額が不当に低額な場合、不法投棄など不適切な処理がなされ業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があるうえ、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げの実現も困難となる。
- 一般廃棄物処理業者が受け取る料金に労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるよう次の点に留意する。
 - ①公表資料に基づく価格交渉
発注者が受注者に労務費上昇の理由説明や根拠資料提出を求める場合、次のような公表資料に基づくものとする。
 - ・ 都道府県別最低賃金上昇率
 - ・ 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
 - ・ 公共工事設計労務単価の関連職種の単価や上昇率
 - ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃
 - ・ 毎月勤労統計調査の賃金指数、給与額やその上昇率
 - ・ 消費者物価指数
 - ・ ハローワーク(公共職業安定所)の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金受注者がこうした**公表資料を用いて提示して希望する価格**は合理的な根拠があるものとして**尊重**する。
 - ②ダンピングの防止と適切な予定価格の作成
需給の状況、原材料費及び人件費等**最新の実勢価格等を踏まえた積算**に基づき、適切に予定価格を作成する。
 - ③労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合、契約金額変更の必要性を検討し、**契約変更の実施も含め、適切に対応**する。
受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更の申出があった場合、その可否を**迅速かつ適切に協議**するとともに、**その旨の条項をあらかじめ契約に入れる**など申出が円滑に行われるよう配慮する。
- 令和7年度地方財政計画では、物価高対応として、ごみ収集など自治体の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円が計上(普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ)されている

2. 委託事業者の選定方法

○環境保全の重要性や一般廃棄物処理の公共性を踏まえ、経済性の確保よりも業務の確実な履行を重視すること

○特に、最高裁判決(平成26年1月28日)の趣旨として「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」と示されており、価格競争のみに委ねる競争入札は見直しが必要である。

○価格競争のみに委ねる競争入札を続けると、一般廃棄物処理の確実な履行に支障を生じる可能性があることから、価格のみによらない契約方法(随意契約、総合評価方式)への見直しを検討する。

【随意契約】

競争入札に適しない場合等に、入札に付さず契約する方式(地方自治法施行令第167条の2)

【総合評価方式】

実績や安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者と契約する方式(地方自治法施行令第167条の10の2)

【参考】選定方法について

○随意契約

①委託業務の位置づけ

市町村の契約は一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法施行令第167条の2では、要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能とされている。

市町村の一般廃棄物処理業務に係る委託契約は、一般廃棄物の適正かつ安定的・継続的な処理を目的として、衛生的な環境における住民の健康で文化的な生活の保持に不可欠な業務であることから、施行令167条の2第1項2号「性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当する。

②委託業務を随意契約とする理由

地域の状況(収集場所や道路等の特徴・状況等)をきめ細かく把握の上、それぞれの実情等を踏まえ、業務を円滑かつ確実に履行することなどが、委託業務を随意契約とする理由となる。具体的には、右のような理由があげられる。

(参考) 地方自治法施行令第167条の2

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(抜粋)

- ① 予定価格が少額の場合
- ② **性質又は目的が競争入札に適しない場合**
- ③ 障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合
- ④ 新商品として生産される物品を買い入れる場合又は新役務の提供を受けられる場合
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認める場合
- ⑦ 時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合
- ⑧ 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- ⑨ 落札者が契約を締結しない場合

(例)

- 価格競争ではなく、**市内の道路状況や地域事情、市民等のごみ出しの特徴などに精通**している市内事業者と特命随意契約を行っている。
- 事業規模・内容に対し十分な施設、人員及び財政的基礎を有し、**市の清掃事業において十分な実績と経験を有する**市内事業者と特命随意契約を結んでいる。
- **地域を把握している収集業者にスムーズに収集**できるよう特命随意契約としている。
- 収集業務委託については、**業務の確実な履行を重視**しているため、特命随意契約を行っている。

【参考】選定方法について

○総合評価方式

価格のみによらない委託契約の方法としては、随意契約のほかに、実績や安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価方式がある。

(参考) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2
「当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、(中略) 価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。」と規定されており、価格のみの競争により難しいときは、価格とその他の条件とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価によることができる。

【総合評価における技術的要素等の価格以外の要素の例】

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理業の経験年数 ・ クレーム時の対応
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務の実施体制 (収集車数・収集人数・交通安全確保) ・ 収集漏れ時の体制 ・ 緊急時のフォロー体制
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表による財政状況や経営成績
労働安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生管理体制の内容 ・ 暑さ対策の実施内容 ・ 定期的な研修・訓練の内容
環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への配慮 (ISO14001 やエコアクション 21 等の取得の有無、ZEV・低燃費車導入状況)
地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における協力に関する協定書締結の有無 ・ 障害者の雇用の有無

3. 公表資料の活用

○各交渉に当たっては、経済の実態が反映されている次のような公表資料を活用する。

	公表資料名	上昇率	備考	参考URL	
1	埼玉県最低賃金	4.9%	令和6年10月改定 (令和5年10月改定比)	https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/chingin_kanairoudou.html	
2	春闘労使交渉の賃上げ妥結額 (産業:サービス、全国)	5.79%	令和6年 (令和5年比)	https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/	
3	国土交通省の公共工事労務単価 (全職種平均、全国)	5.9%	令和6年3月から適用分 (令和5年3月から適用分比)	https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html	
4	埼玉県の土木工事設計単価 (普通作業員、埼玉県)	6.1%	令和6年3月から適用分 (令和5年3月から適用分比)	https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html	
5	厚生労働省の 毎月勤労統計調査 (全国)	賃金指数 (一般労働者)	2.4%	令和6年 (令和5年比)	https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/24cr/dl/pdf24cr.pdf https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html
		現金給与額 (一般労働者、その他サービス業)	3.2%	令和6年 (令和5年比)	
6	総務省の消費者物価指数 (総合指数、全国)	2.7%	令和6年平均 (令和5年平均比)	https://www.stat.go.jp/data/cpi/1.html	

3. 公表資料の活用

○県の価格交渉支援ツール

県では価格交渉支援ツールを作成しており、廃棄物処理業の労務費や燃料費の価格推移等を掲載している。

参考URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html#download>

【チラシ】

1, 4 2 2 品目の値動きを表示！
価格交渉支援ツール

✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- 「価格交渉支援ツール」を起動
- 「業種」等を選択
- 主要品目の価格上昇率等が表示
- 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- 適切な価格転嫁を実現

埼玉県 価格交渉支援ツール **CLICK!**

価格交渉支援ツール 資料イメージ

主要原材料費等の推移

✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

品目	増減率
小売物価	27.2%up
物価	40.1%up
労働物価	45.0%up
燃料費	18.1%up

・毎月中旬に基礎データを更新
【掲載データの最新月】

国内企業物価指数	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計動労調査	前々月

・1, 4 2 2 品目から選択可能
・両面印刷で最大10品目表示

・日銀の各種指数や厚生労働省の毎月労働統計調査を基礎データとして使用
・国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702

【廃棄物処理業の例】

廃棄物処理業 令和7年7月 現在

主要原材料費等の推移

✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月 からの増減

ガソリン 10.9%up
令和7年6月 時点

軽油 18.3%up
令和7年6月 時点

特別用途車 19.9%up
令和7年6月 時点

自動車リース 6.8%up
令和7年5月 時点

注釈
・「国内企業物価指数(令和2年基準)」、「輸入物価指数(令和2年基準)」、「企業向けサービス価格指数(令和2年基準)」(いずれも日本銀行調査統計局)を使用(令和2年平均=100)。県産品は速報値。増減率は埼玉県により算定。「輸入物価指数」については、価格名の最後(輸入)の表記がある。
・「人件費」は「毎月労働統計調査(厚生労働省)」における「季節調整済調査-現金給与総額(令和2年平均=100)」を使用。増減率は埼玉県により算出。令和2年1月の指数は100としている。

令和2年1月 からの増減

一般廃棄物処理 6.7%up
令和7年5月 時点

産業廃棄物処理 17.5%up
令和7年5月 時点

自動車整備 10.2%up
令和7年5月 時点

事業用電力 32.4%up
令和7年6月 時点

道路貨物輸送 7.7%up
令和7年5月 時点

人件費 6.6%up
令和7年5月 時点

4. スライド制度

- スライド制度とは、契約の適正な履行の確保を図るため、当初契約額が著しく不適當となった場合に契約額の変更請求ができる制度。
- 昨今、業務委託においても、賃金等の急激な上昇や、複数年契約の業務が増加しているため、業務委託においてスライド制度を導入する動きが出てきている。
- 特に複数年にわたる契約については、事業者の負担が大きくなることも考えられることから、スライド条項の導入を検討する。

【特約条項のひな形(埼玉県の例)】

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第〇条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項に基づき、契約金額の変更を請求することができる。

※詳細は下記URL参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/sonotakitei.html#itakusuraido>